

平成十八年十月二十七日受領
答 弁 第 八 九 号

内閣衆質一六五第八九号

平成十八年十月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による核実験と周辺事態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による核実験と周辺事態に関する質問に対する答弁書

一及び三について

周辺事態については、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第一条において、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態とされている。

二について

周辺事態は、その生起する地域をあらかじめ特定することができないという意味で地理的な概念ではない。

四について

ある事態が、周辺事態に該当するか否かについては、その時点の状況を総合的に勘案して判断すべきものである。御指摘の点を含め、政府として今後いかなる対応をとるかについては、あらゆる観点から検討していきたいと考えている。